

2026年1月21日
九州電力株式会社

電気および都市ガスの供給条件を一部見直します — お客さま利便性の向上等を目的とした見直し —

当社は、お客さまの利便性向上等を目的に、2026年4月1日から電気および都市ガスの供給条件を一部見直します。

今回の見直しにともない、電気の規制料金の供給条件を定めた「特定小売供給約款」について、本日、経済産業大臣へ変更届出を行いました。

なお、今回の見直しは料金以外の供給条件が対象であり、料金単価は見直しません。

[見直しの概要]

1 実施時期

2026年4月1日

2 見直し対象の約款・条件

〔電気〕 特定小売供給約款、電気供給条件〔低圧〕、標準供給条件 等

〔都市ガス〕 ガス供給条件

3 見直し内容（詳細は別紙参照）

- ・計量器故障時等における使用電力量の算定方法の見直し
- ・前受金、前払金、予納金、保証金および違約金の廃止
- ・供給停止、解約の予告等の方法の見直し
- ・契約期間の定めの見直し
- ・進相用コンデンサ開放時の力率協議の見直し 等

(注) 見直し後の約款・各種条件については、こちらからご参照ください。

〔特定小売供給約款〕

<https://customer.kyuden.co.jp/ja/electricity/system/general-provisions.html>

〔電気供給条件〔低圧〕〕

<https://customer.kyuden.co.jp/ja/electricity/system/conditions-download.html>

〔標準供給条件〕

<https://www.kyuden.co.jp/business/menu/supply.html>

〔ガス供給条件〕

<https://customer.kyuden.co.jp/ja/gas/plan.html>

以上